

Ⅰ あらゆる分野への参画の推進（※特集参照）

Ⅱ 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現

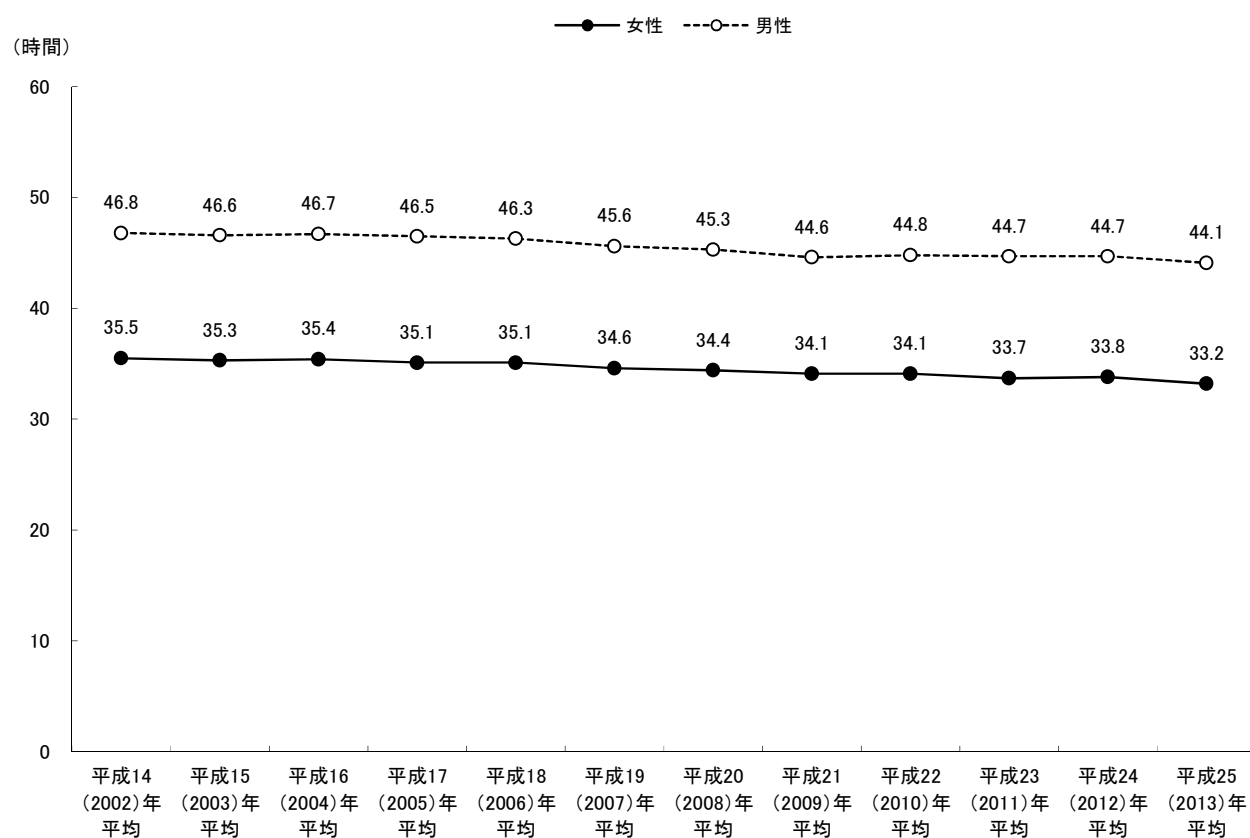
（１） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

Ⅱ－１ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

１．労働者の平均週間就業時間

平均週間就業時間は男女とも緩やかに減少している。平成 25（2013）年平均で女性は 33.2 時間、男性は 44.1 時間である。

図表Ⅱ－１－１ 労働者の平均週間就業時間の推移（全国）



注：平成 23（2011）年平均は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

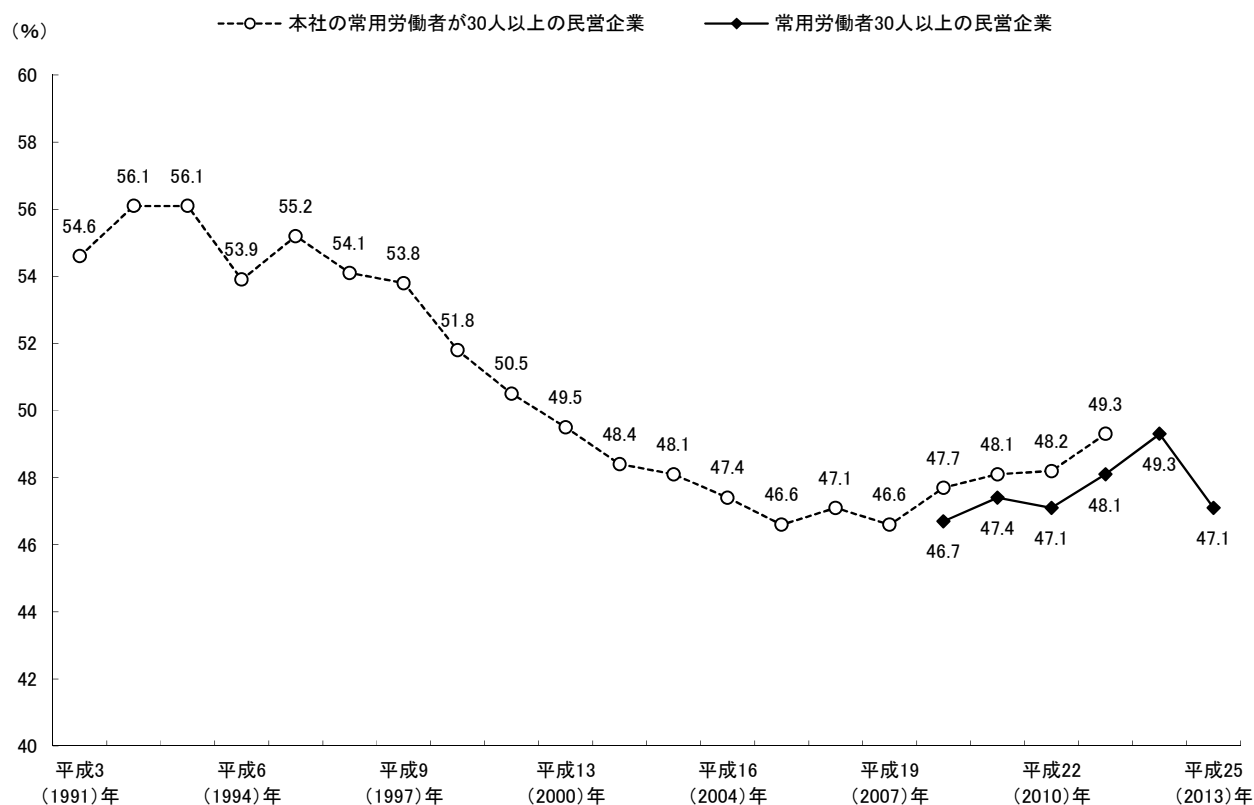
資料：総務省「労働力調査（基本集計）」（平成 25 年平均）

Ⅱ 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現

2. 年次有給休暇の取得率

全国の労働者 1 人平均年次有給休暇の取得率の推移は、平成 8（1996）年以降平成 16（2004）年まで一貫して減少し、その後増加傾向となったが、平成 25（2013）年には再び 2.2%の減少となった。

図表Ⅱ－１－２ 労働者 1 人平均年次有給休暇の取得率の推移（全国）



＜参考＞新たな「仕事と生活の調和推進のための行動指針(仕事と生活の調和推進官民トップ会議 平成 22 年 6 月決定)」の中で、年次有給休暇取得率を平成 32（2020）年に 70%とすることを数値目標として掲げている。

注 1：平成 12（2000）年に「賃金労働時間制度等総合調査」から名称を「就労条件総合調査」と改め、調査対象期日を 12 月末日現在から 1 月 1 日現在に変更した。

注 2：「取得率」は、取得日数／付与日数×100（％）である。

注 3：平成 19（1999）年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が 30 人以上の民営企業」としており、平成 20（2008）年から「常用労働者 30 人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

資料：厚生労働省「平成 25 年就労条件総合調査」